

# 中央大通り沿道賑わい空間創出事業

に関する **補助制度** のご紹介

《 佐賀市まちづくりファンド活用事業補助金 》



## 佐賀市のシンボルロードである「中央大通り」の再生に向けて

佐賀市では、中央大通りにおける「賑わいの創出」や「魅力ある街並み景観の創造」を進めるため、デザインガイドライン（整備基準）に基づく沿道建築物等の整備・改修等を対象とした支援制度（補助制度）を設けています。

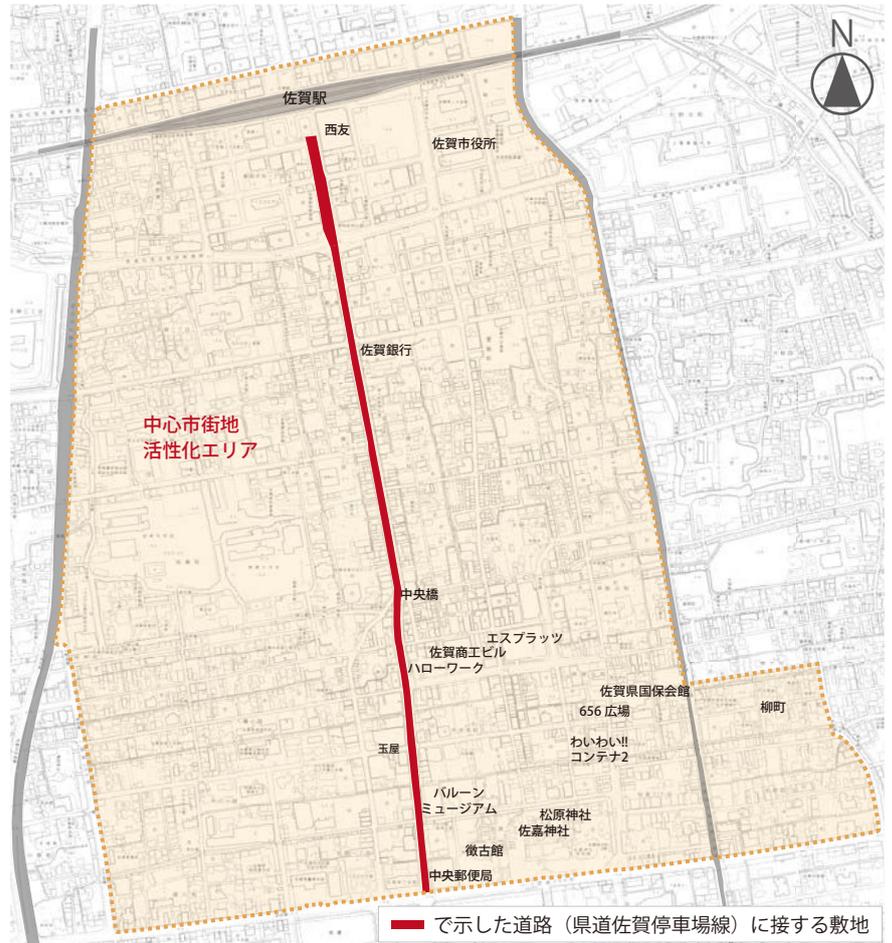
## 目的

佐賀市では、中心市街地の中心軸に位置する中央大通りエリアの再生に向けた基本方針として「中央大通り再生計画」を策定しています。

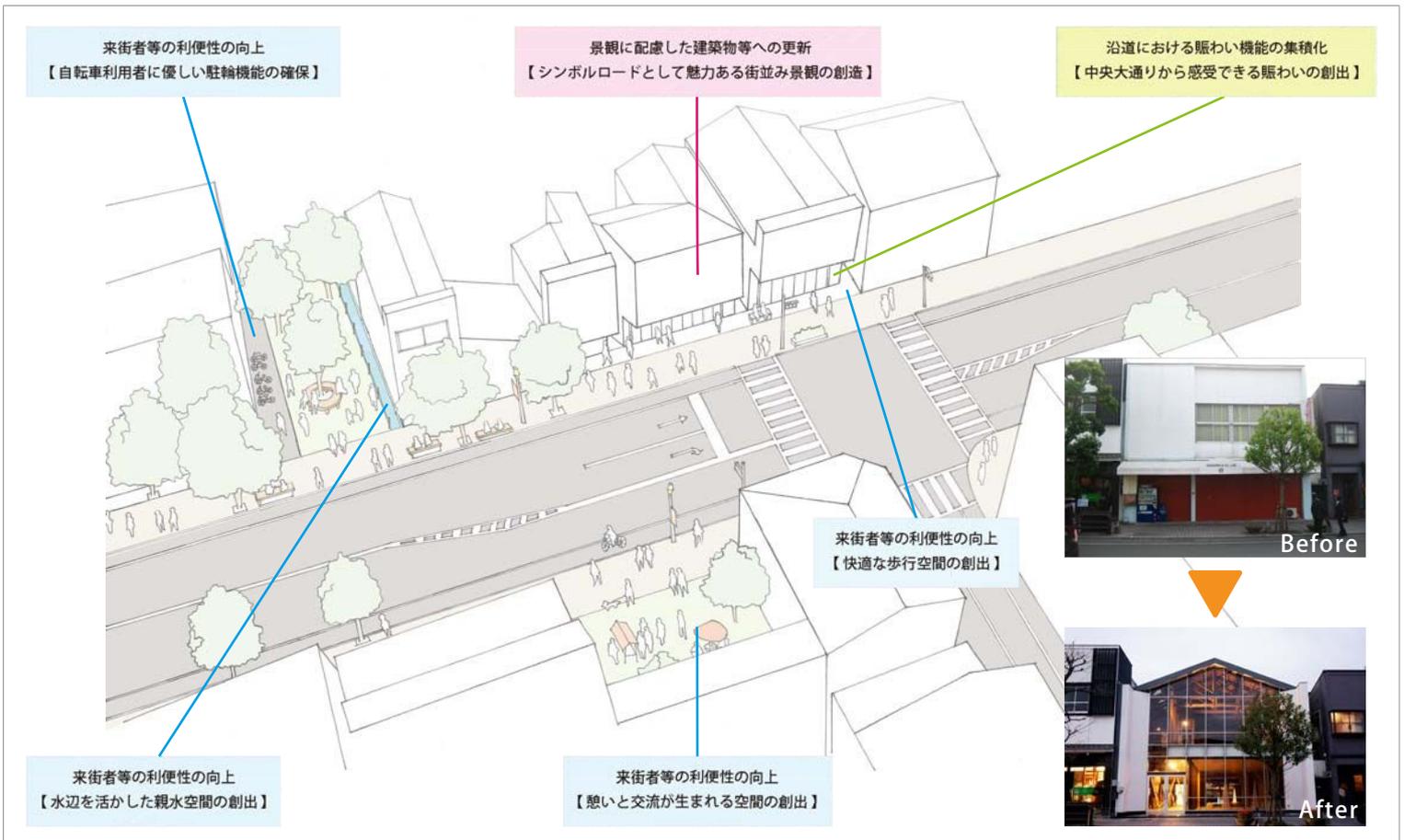
今回、中央大通りの道路空間や沿道建築物等に係る具体的な整備方針『中央大通りトータルデザイン』を策定するとともに、これに基づく沿道建築物等の整備を進めるため、佐賀市まちづくりファンド活用事業の補助メニューとして、『中央大通り沿道賑わい空間創出事業』(補助制度)を創設しました。

佐賀市のシンボルロードの再生に向けて、賑わいと魅力を創出するため、当補助制度をご活用ください。

## 対象となるエリア (補助対象区域)



## 中央大通りトータルデザインのイメージ





- 「① 事前協議」に必要な書類
- 事前協議書 【様式あり】
  - 事業内容確認書 【様式あり】
  - 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）
  - その他参考となる資料

- 「④ 交付申請」に必要な書類
- 交付申請書 【様式あり】
  - 事業計画書 【様式あり】
  - 収支予算書 【様式あり】
  - 誓約書 【様式あり】
  - 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）
  - 現況写真
  - 工程表
  - 工事費積算書
  - 事業に係る決算書（直近3年分）の写し ※4
  - 事業承諾書 ※5
  - 賃貸借契約書の写し ※5
  - 事前協議結果通知書の写し
  - その他参考となる資料

- 「⑪ 実績報告」に必要な書類
- |                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| ○ 実績報告書 【様式あり】                      | ○ 出来高設計書     |
| ○ 事業実績書 【様式あり】                      | ○ 工事請負契約書の写し |
| ○ 収支決算書 【様式あり】                      | ○ 工事完了届の写し   |
| ○ 事業内容確認書 【様式あり】 ※6                 | ○ 工程写真       |
| ○ 事業の概要が分かる資料<br>（位置図、配置図、平面図、立面図等） | ○ 領収書の写し     |
|                                     | ○ その他参考となる資料 |

- 「⑭ 交付請求」に必要な書類
- 交付請求書 【様式あり】

※1 審査会で事業計画等の説明を申請者に求める場合があります。  
 ※2 事業実施後に内容等の変更がある場合は、「事業変更申請」の手続が必要です。  
 ※3 事業完了前における「概算払」による交付請求も可能です。  
 ※4 個人営業の場合、確定申告書と収支決算書の写しを提出してください。  
 ※5 事業を行う建築物や土地を貸借する場合のみ提出してください。  
 ※6 「① 事前協議」の事業内容確認書を準用して作成してください。

申請者の手続 佐賀市の対応

## 対象となる事業（補助対象事業）

### ※次の要件を全て満たす事業

- 補助対象区域において「賑わい機能」を伴う建築物等の整備または改修を行う事業であること
- デザインガイドラインに基づいて定める「整備基準」に適合する事業であること
- 昼間時間（午前9時から午後6時まで）の営業時間が3時間以上の事業であること
- 政治または宗教を目的とする事業でないこと
- まちづくりの視点から適しない事業（暴力団等が関与する事業、風俗営業等）でないこと
- 国または県の補助を受ける事業でないこと

## 対象となる経費（補助対象経費）

- 施設整備等に直接必要となる経費
  - ▶ 工事請負費／資材購入費／修繕費
- 施設整備等に併せて必要となる経費
  - ▶ 設計費／工事監理費

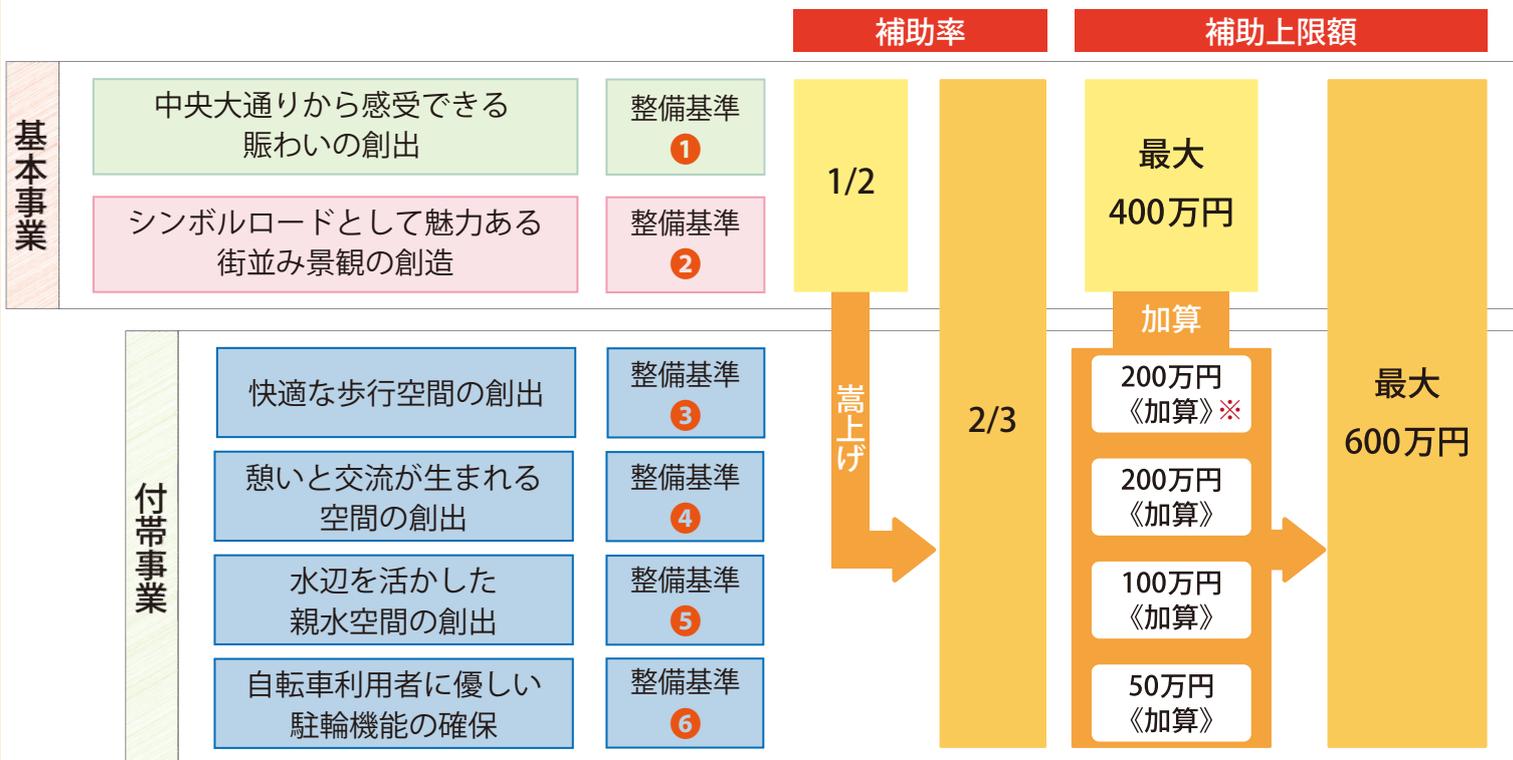
### ※注意！次の経費は補助の対象とはなりません。

企画・検討費／事前調査費／広報費／イベント活動費／什器・備品等の購入費／土地・建物購入費／建物等の維持管理費／その他（光熱水費／人件費／交通費／旅費等）

## 補助制度の内容

■ この補助制度は、「2段階方式」（基本事業のみ／基本事業＋付帯事業）となっています。

- **基本事業**は、補助金交付の必須条件であり、整備基準 **①・②** を全て満たす必要があります。
- **付帯事業**は、基本事業と併せて、整備基準 **③～⑥** のいずれかを満たす場合、**補助率の嵩上げ【1/2 ⇒ 2/3】**と**補助上限額の加算【400万円+各々の加算額】**が適用されます。
- ただし、付帯事業を複数実施する場合も、**補助上限額（加算後）は、最大600万円**となります。



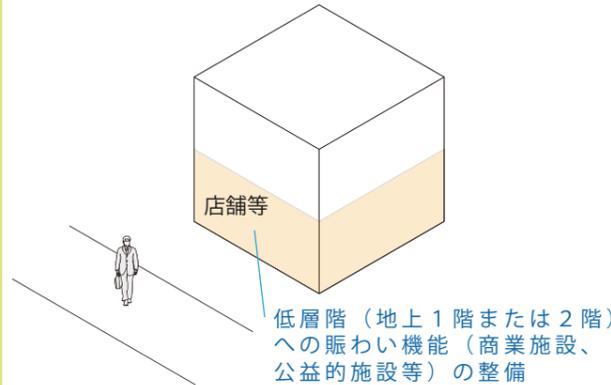
※ 整備基準③において、「歩道状空地」の整備面積が20㎡未満の場合は、1㎡当たり10万円として、加算する補助上限額を算出する。（例：整備面積が15㎡の場合 ⇒ 150万円）

### ◎ 補助上限額の算出例

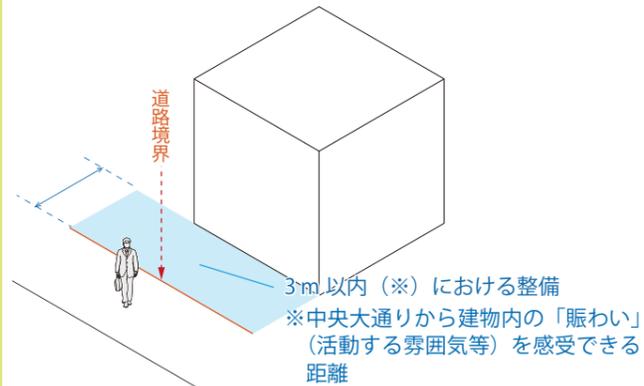
- ・ 基本事業のみ（整備基準①+②）〈補助対象経費が700万円〉の場合 ⇒  $700 \text{万円} \times 1/2 = 350 \text{万円}$
- ・ 基本事業（整備基準①+②）+ 付帯事業（整備基準④）〈補助対象経費が900万円〉の場合 ⇒  $900 \text{万円} \times 2/3 = 600 \text{万円}$

### ① 中央大通りから感受できる賑わいの創出

- 建築物の低層階（地上1階または2階）に賑わい機能を伴う整備とする。

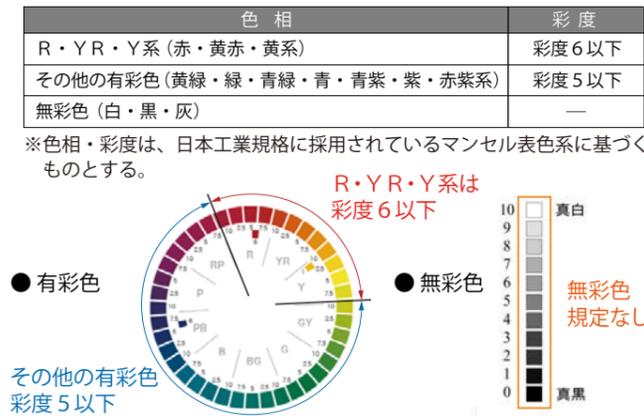


- 道路境界から建築物の壁面までの距離が概ね3m以内となる整備とする。

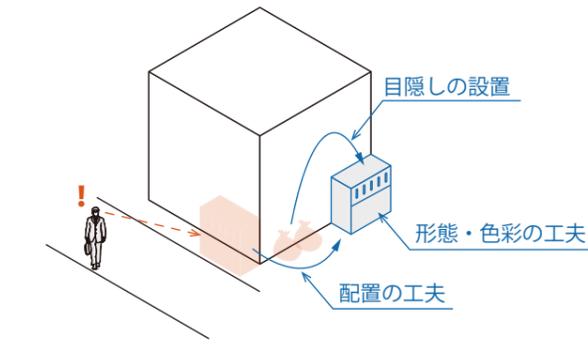


### ② シンボルロードとして魅力ある街並み景観の創造

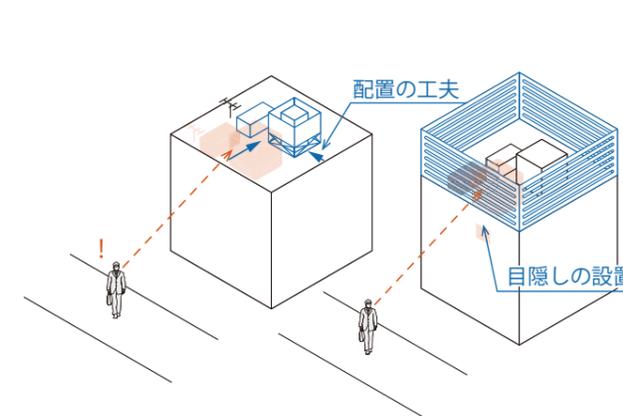
- 外壁・屋根の色彩は、マンセル表色系を用いた色彩基準とする。



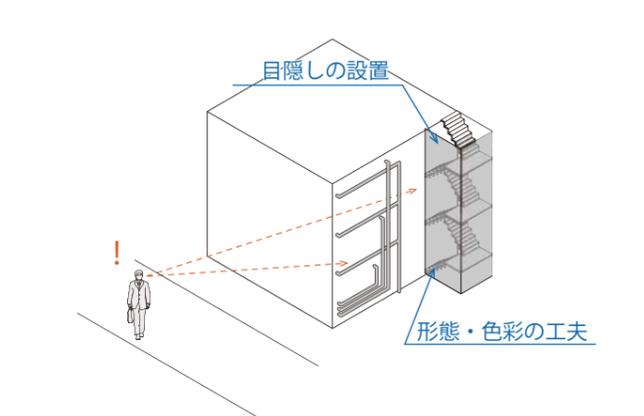
- 附属施設（給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等）は、中央大通りから見えない場所に設けるか、形態・色彩等の工夫により建築物本体と調和した整備とする。



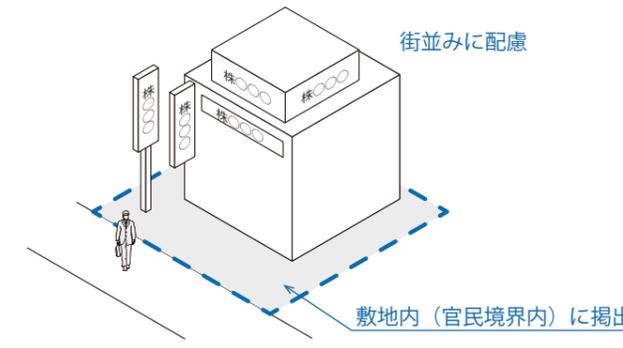
- 屋上設備は、公共の用に供する場所から見て目立たないように配慮した整備とする。



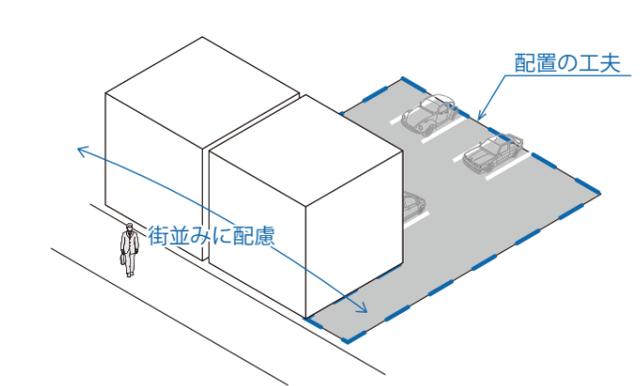
- 屋外階段、配管等は、形態・色彩等の工夫により建築物本体と調和した整備とする。



- 屋外広告物は、街並みに配慮した形態・意匠とし、敷地内（官民境界内）に掲出する。（移動可能な簡易な場合も含む。）

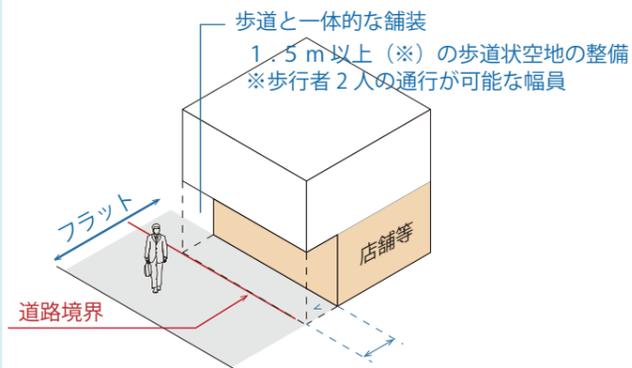


- 駐車場は、中央大通りから見て目立たないように配慮した配置、形態等とする。



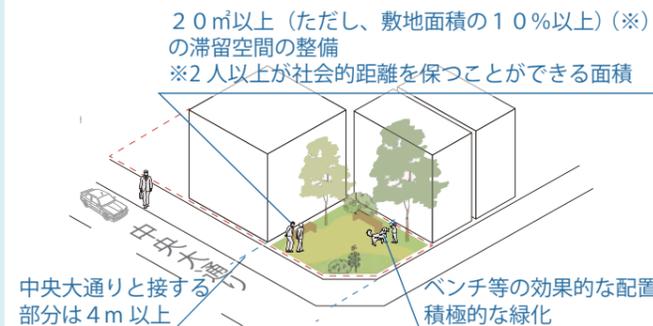
### ③ 快適な歩行空間の創出

- 道路境界から建築物の壁面を概ね1.5m以上後退させ、これにより生じた敷地部分を「歩道状空地」として整備する。（2階以上の建築物の場合は、1階部分のみの壁面後退も可とする。）
- 歩道状空地は、誰もが歩道と一体的に通行できる空間とするため、歩道に沿って舗装化する。
- 歩道状空地は、原則として敷地が歩道に接する部分の全長にわたって整備し、歩道との段差は設けないものとする。



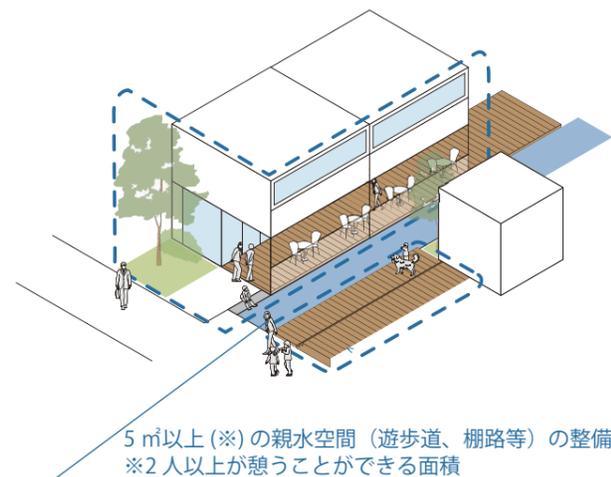
### ④ 憩いと交流が生まれる空間の創出

- 中央大通りと接する敷地の一部を後退させ、これにより生じた敷地部分を「滞留空間」として整備する。
- 建築物の壁面の一部は、原則として道路境界から概ね3m以内となる整備とする。
- 滞留空間の面積は、20㎡以上かつ敷地面積の概ね10%以上とし、滞留空間が中央大通りと接する部分の長さは4m以上とする。
- 滞留空間は、誰もが自由に利用できる広場とするため、空間の機能、形態等に応じてベンチ等を効果的に配置し、積極的に緑化する。



### ⑤ 水辺を活かした親水空間の創出

- 水路（クレーク等）沿いの敷地内（官民境界内）に水辺を活かした遊歩道、棚路等の「親水空間」を整備する。
- 親水空間は、原則として誰もが利用できる空間として整備する。
- 親水空間の面積は、概ね5㎡以上とする。



### ⑥ 自転車利用者に優しい駐輪機能の確保

- 敷地内の後背部等に誰もが利用可能となる駐輪機能を整備する。

